

ご協力をお願いします

今夏の電力不足問題については、皆さんのご協力により、マイナス15%以上の節電目標を達成し、計画停電などを回避することができました。

今冬の電力需給バランスについては、全国的には今夏ほど深刻とはならない見通しですが、東日本では、被災地の復興需要に配慮し、比較的余裕が見込まれる東京電力管内から東北電力管内へ電力融通が行われる予定です。

冬場の節電に関して、引き続き無理のない範囲でのご協力をお願いします。

◆冬の電力消費のピーク

冬期の電力消費のピークは、夏期（14時ころ）と異なり、朝・夕を中心に長時間（9時～21時）に及びます。大口・小口需要家の電力消費は10時から、家庭の電力消費は夕方から夜にかけて最大ピークとなる傾向にあります。

家庭での節電は？

◆エアコン

・重ね着などをして、室温20℃を心掛ける。

・窓には厚手のカーテンをかける。

◆冷蔵庫

・設定を「強」から「弱」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込まない。

◆照明

・不要な照明はできるだけ消す。
・電気製品など
・テレビは省エネモードにする
とともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。

・保温便座、温水の設定温度を下げ、不要時はふたを閉じる。

・電気カーペットは、下に断熱マットなどを敷くとともに人のいる部分だけを温めるようにする。

・こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにする。

・電気の暖房機器を使う場合には、エアコンと電気ストーブ、ヒーターを上手に使い分ける（例：家族がそろった広い部屋でみんなが温まる場合には、エアコンが効率的。広い部屋で1人足元を温める場合には電気ストーブが効率的）。その他、できるだけ家

族が同じ部屋で過ごすことでも節電につながります。

事業所での節電は？

◆空調

・店舗や事務室内の温度を19℃にする。

・暖気を逃がさないよう、断熱フィルム、夕方以降は厚手カーテンなどを活用する。

・室外機周辺の障害物を取り除く。

・搬入口やバックヤードの扉を閉め、冷気流入を防止する。

◆照明

・間引きなどにより点灯本数を減らすとともに、不要な場所の消灯を徹底する。

・従来型蛍光灯を高効率蛍光灯やLED照明へ交換する。

◆生産設備など

・不要または待機状態にある電気設備の電源オフおよびモーターなどの回転機の空転防止を徹底する。

・負荷に応じてコンプレッサ、ポンプ、ファンの台数制御を行う。

・適切、定期的なメンテナンスを行いロスの低減を図る。

◆厨房機器など

・調理機器や冷凍、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。

・冷凍、冷蔵ショーケースの吸込み口や吹出し口には商品置かないようにするとともに、定期的な清掃を行う。

節電に関する問い合わせ

【節電ダイヤル】☎0570-064-443（9時～17時）

【節電に関する情報ポータルサイト】「節電.go.jp」
<http://www.setsuden.go.jp>

【携帯電話への需給ひっ迫お知らせサービス】
<http://seikatsu.setsuden.go.jp/app/>

市施設における

節電対策の結果

皆さんのご理解とご協力により、市施設の多くで昨年と比較して大幅な節電を図ることができました。特に市役所本庁舎においては、昨年の同期の使用電力量と比較して、29・8%の削減を図ることができました。なお、節電奨励策として実施した「節電チャレンジ15」においては、11月1日現在で60件の申し込みがありました。ありがとうございました。

問 環境生活課 環境班

☎73・0088

冬期対策

大気汚染防止のための冬期対策に、皆さんのご協力をお願いします。

- ①大気汚染物質の排出の少ない暖房機器などを使用する
- ②太陽光などの自然エネルギーを活用する
- ③室内の暖房温度は20度を目安に設定する
- ④アイドリングストップなどのエコドライブを実施する
- ⑤自動車を使用する場合は、環境負荷の少ない車を選ぶ
- ⑥公共交通機関を利用する

問 環境生活課 環境班

☎73・0088

環境美化活動に

きれいな

まちづくり賞

市では、環境美化の活動を賞するために、「匝瑳市まちをきれいにする条例」において「きれいなまちづくり賞」を設けています。地域などで環境美化に尽力されている個人または団体について、情報をお寄せください。

問 環境生活課 環境班

☎73・0088

より良い環境づくりに向けて

環境基本計画を策定しました



「海・里山・田園と共生し

豊かな生活をはぐくむまち 匠瑛市」

市民・事業者・市がそれぞれの責務と役割を果たしながら、本市の恵まれた自然を守り育て、地球環境にも負荷をかけないまちを創造していくことを目的に「匠瑛市環境基本計画」を策定しました。本計画は、匠瑛市総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担うもので、環境施策を推進していく上での基本的な指針となるものです。今後は、本計画に基づき、市民・事業者・市が協働して取り組みを推進していきますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、この計画は、環境生活課および市役所情報公開コーナー（本庁舎ロビー）ならびに市ホームページでご覧になれます。

◆対象とする環境分野

一口に環境といっても、身近な問題から地球規模の問題まで、複雑・多様化している中で、本計画では、次の4つに大別しています。

①生活環境

日常生活活動や事業活動に関わる環境です。健康や安全問題など、都市型公害に関わる要素が含まれます。

②自然環境

動植物や生態系、水資源に関わる環境です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わる要素が含まれます。

③快適環境

生活にやすらぎと潤いを与える環境です。公園や景観、環境美化、歴史・文化などに関わる要素が含まれます。

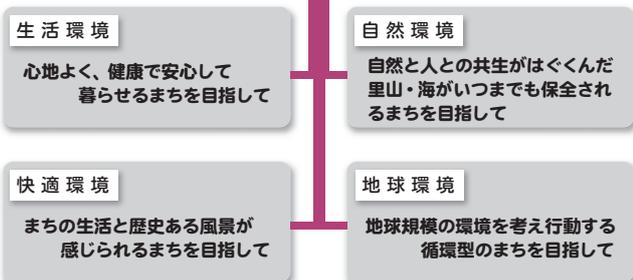
④地球環境

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境です。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など、生活様式や事業活動が与える地球への負荷に関わる要素が含まれます。

◆計画の目標

市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、「海・里山・田園と共生し豊かな生活をはぐくむまち 匠瑛市」を念頭とし、これを市が目指すべき「望ましい環境像」としました。この「望ましい環境像」を実現するため、4つの環境分野にそれぞれ「基本目標」を設定し取り組みを進めていきます。

〈望ましい環境像〉
「海・里山・田園と共生し
豊かな生活をはぐくむまち 匠瑛市」



◆望ましい環境像の実現に向けて

環境保全にあたっては、市民・事業者・市の相互の連携が不可欠です。以下に具体的な行動・取り組みの目安を抜粋します。望ましい環境像の実現に向かって、協働して自主的・積極的な第一歩を踏み出していきましょう。

具体的な行動

①生活環境

【市民の行動】

・大気汚染や悪臭の原因となる違法な野焼きはやめましょう。

【事業者の行動】

・事業活動に伴う水質汚濁や大気・土壌汚染などにより、環境への負担が増大しないよう配慮しましょう。

【市の行動】

・公共交通機関や自転車の利用促進、エコドライブの実践など、排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します。

②自然環境

【市民の行動】

・地域の人と話し合い、里山の保全や有効活用に努めましょう。

【事業者の行動】

・建築事業などにあたっては、生態系への影響の少ない構造や工法を積極的に採用しましょう。

【市の行動】

・グリーン、ブルー・ツーリズムを推進するため、農業や漁業にふれるイベントを開催し、自然環境への意識の向上を図ります。

③快適環境

【市民の行動】

・海や山などの外出先でのごみは持ち帰りましょう。

【事業者の行動】

・運搬や配達などに伴う駐車には、市街地や周辺交通を阻害しないよう努めましょう。

【市の行動】

・廃棄物などの不法投棄に対する監視体制の強化および定期的な環境測定を行い、環境汚染の防止に努めます。

④地球環境

【市民の行動】

・ごみの排出抑制に努めるとともに、ごみの出し方などのルールを守りましょう。

【事業者の行動】

・事業所内の冷暖房温度の管理や消灯の徹底、蛇口への節水コマの取り付けなど、節電・節水に努めましょう。

【市の行動】

・3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動を展開するなど、ごみの減量化・再資源化に向けた市民活動の促進を図ります。

環境生活課環境班 ☎73-0088